

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年十二月十三日

埼玉県監査委員 山本光紀
埼玉県監査委員 佐野勝正
埼玉県監査委員 高橋政雄
埼玉県監査委員 新井一徳

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
総務部	税務課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に現金領収した納税証紙の売りさばき代金について、収納した当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならぬところ、複数の売りさばき代金の払込みが、長期にわたり遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、払込みの確認など組織的な管理を徹底することとした。具体的には、担当者の不在時も含めて財務規則で定められている期間内に払込ができるよう現金取扱手順を定めるとともに、所属内で納税証紙の売りさばきに係る説明会を実施し、適正な証紙の売りさばき・現金取扱の徹底を図った。
県民生活部	共助社会づくり課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「県民活動総合センター駐車場バリアフリー改修工事設計業務委託」及び「同改修工事」に関して、設計業務委託に係る完了検査前の設計図書を使用して、同改修工事の入札公告を行ったことは不適切であった。	契約約款に反することのないよう、内容の確認を担当、決裁権者において徹底した。当該工事に係る工事完了後の検査に当たっては、部内技術職の支援を得て確認検査を行った。 今後、同様な事案では、土木・建築の関係課に技術的助言を求めるよう課内に周知徹底するとともに、職員が工事に関する基礎知識等を習得する研修機会の充実を図っていく。

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企画財政部	財政課 令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度の資金前渡による電話料金の支払のうち3件について、直ちに支払が完了しなかつた場合には現金出納簿に整理すべきところ、整理していなかつたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。 1 資金前渡について ①支払の都度、複数職員で通帳及び現金出納簿の記入を確認する。 ②精算の都度、通帳の写し及び領収書を貼付することで、確実にする。 2 自己検査について 毎月実施している自己検査は必ず複数職員で実施する。
企画財政部	情報システム課 令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等に係る契約」及び「住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器等の賃貸借等に係る契約」について、契約期間が複数年にわたらない1年以内であるにもかかわらず、長期継続契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、朝礼において監査結果を職員に周知するとともに、長期継続契約事務の適正な執行について徹底を図った。 また、平成25年3月27日通達入執第1694号の総務部長依命通達に沿って、契約期間が複数年にわたるものなどの項目を設けた「チェックシート（長期継続契約編）」を新たに作成し、執行時の際に複数職員によるチェックを徹底することとした。
県民生活部	文化振興課 令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度の「オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業」補助金について、当初交付決定額の変更を承認するに当たり、支出負担行為の変更を行わなかつたことは不適切であった。	再発防止のため、課内職員に監査結果を周知するとともに、補助金事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。 また、今後、交付決定額の変更を承認する際には、支出負担行為の変更を徹底するため、補助金事務フロー図をもとに複数職員によるチェックを行うこととした。

危機管理 防災部	危機管理 課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度の非常勤職員社会保険料支払に関する資金前渡金について、残金がない場合の精算手続を、全ての月において行っていなかったことは不適切であった。	<p>非常勤職員社会保険料支払の決裁において、資金前渡担当者がO精算であることを支出命令権者に報告し、確認印を受けているかを担当主幹がチェックシートで確認するとともに、決裁ラインに資金前渡担当者も加えチェック体制を強化した。</p> <p>非常勤職員社会保険料支払の決裁ラインの関係者全員で適正な資金前渡実務について勉強会を行った。</p> <p>今後、資金前渡実務研修などに職員を積極的に参加させ再発防止に努めていく。</p>
環境部	水環境課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「異常水質事故対応に係るAI（人工知能）等の先端技術の活用可能性調査業務委託」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	<p>監査実施後の結果の周知とともに、予定価格調書の作成について職場研修を実施した。</p> <p>経理員は総務・騒音・悪臭担当にのみ置いていたが、今年度から全担当に経理員を配置し、それぞれ他の担当の支出負担行為や支出命令を確認する体制に変更した。</p> <p>これにより新たに経理員になった職員は、出納総務課が実施する経理員研修に参加した。</p> <p>「財務に関するチェックシート（歳出編、契約編）」の活用について改めて周知徹底した。</p> <p>また、執行伺いの段階で総務担当に相談すること、さらに不明な点は、出納総務課に相談するよう周知した。</p>

福祉部	障害者支援課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した業務委託契約2件について、委託料の支払を概算払としていたところ、契約終了日までに業務完了検査及び精算手続を行わなかったことは不適切であった。	受託業者に対しては、契約書の定めに基づき、業務完了後遅滞なく実績報告書を提出することを徹底した。 また、財務に関するチェックシートを活用し、課内の進行管理の徹底を図ることとした。自己検査のファイルに綴じ込み、自己検査時に主幹が確認するようにし、担当内で進捗状況を管理する体制を作った。 さらに、監査の結果及び講じた措置を課内全員に周知し、再発防止を徹底するとともに、財務研修への参加及び課内のフィードバックにより、職員の財務に関する知識の向上を図った。
都市整備部	営繕課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「越谷児童相談所事務室棟新築その他工事設計業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。	再発防止を図るため、監査結果を職員に周知するとともに、課内の事務処理マニュアルを改定し、担当職員全員に徹底した。 マニュアルの改定では、変更契約を含めて再委託が生じた際には、書面による承諾手続を行うよう追記し、さらに受注者からの提出書類チェック表を追加し、事務手続きの適正化を図った。
警察本部	施設課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「通信指令課無停電電源装置賃貸借契約の変更契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ課長が決裁していたことは不適切であった。	変更契約を締結する際は、原契約と変更契約を対比し、変更後の契約金額が決裁区分に合致しているか、決裁ルートの複数職員がチェックリスト等を活用して確認することにより、確実な審査を徹底する。 また、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。
警察本部	施設課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「久喜警察署耐震性貯水槽設置工事」について、契約図書では耐震性貯水槽設置の際に掘削した土砂を署外に搬出して処分することとしていたが、土砂の搬出・処分状況を確認せず工事完了検査を合格としたことは不適切であった。	建設発生土を場外処分する場合は、搬出及び処分状況について詳細に記載された書類や写真の提出を業者に徹底させ、監督員、検査員等複数の職員がチェックリスト等により提出書類の確認を行う。 また、工事完成検査及び支払時には、決裁権者を含む決裁ルートの職員

			<p>が工事概要を把握の上、必要書類が具備されていることを確認し、契約内容全般の確実な履行確認を徹底する。</p> <p>なお、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。</p>
--	--	--	---